

エジプト

税務・会計制度ハンドブック

2014年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地の国際会計コンサルティング事務所 Deloitte LLP に作成を委託し、2014年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte LLP、ならびに同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと Deloitte LLP、ならびに同社関係会社がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Deloitte LLP
Al Fattan Currency House - Building 1
Dubai International Financial Centre
Dubai, P.O. Box 282056
United Arab Emirates
Tel: +971 (4) 5064700
Fax: +971 (4) 3273637
www.deloitte.com

<本報告書作成者>

Kamel Saleh
Tel +20 (0) 2 2290 3278
ksaleh@deloitte.com



目次

I. 主な税制	1
II. 法人税.....	3
III. 個人所得に係る税金およびその他の税金	11
IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約	14
V. 報告および監査.....	18

エジプト 税務・会計制度ハンドブック

I. 主な税制

1. 会計基準／財務諸表（国際財務報告基準：IFRS／各国会計基準：Local GAAP 等）

財務諸表は、エジプト財務会計基準に基づき作成しなければならない。

2. 納税主体／個人納税者

1) 事業体 (business entity)

外国企業は、通常、エジプトで次の法的事業形態(legal entity structures)により事業を行う。

- 外国企業の支店(branch of a foreign country)
- 株式会社 (Joint Stock Company: JSC)
- 有限責任会社 (Limited Liability Company : LLC)

外国企業は、エジプトに駐在員事務所(representative office)も設立できる。

現行、エジプトでは外国資本比率に関する制限はない。従って、外国企業はエジプト事業体の株式資本の最大 100%まで保有できる。

居住地

企業は、次のいずれかに該当する場合、エジプト居住法人とみなされる。すなわち、企業(company)がエジプト法(Egyptian Law)に基づき設立された、企業の主たる本部または実際の本社がエジプトにある、または政府(state)や公的法人(public juridical person)が資本の過半数を所有する企業である場合である。

フリーゾーン(free zone)および特別経済区(special economic zone)

エジプトでは、現在、約 10 のフリーゾーンがあるが、投資家に対していずれかのフリーゾーンに登録する選択肢も用意している。フリーゾーンで行う活動は、投資・フリーゾーン庁 (General Authority for Free zones and Investment: GAFI) に届け出た申請に基づき個別に決定される。

フリーゾーンはエジプト国内に位置しているが、オフショア領域とみなされる。フリーゾーン内で事業を行う企業は、総生産量の 50%超を輸出することが義務付けられている。

2) 個人

課税所得

居住者(resident)については所得合計額（純額）、非居住の自然人(non-resident natural person)についてはエジプト国内で稼得(income earned)した所得について課税される。所得合計額（純額）には、次を源泉とする所得が含まれる。

- 給与など
- 商業活動および産業活動

- 専門的活動および非商業活動
- 不動産

居住地

個人は、次のいずれかに該当する場合に居住者とみなされる。

- 個人が、一課税年度(fiscal year)においてエジプトに 183 日超滞在している。
- 個人が、所有する居宅またはほかの施設の借家人として、物理的にエジプト国内に半年超滞在している。
- エジプト国内に、個人が活動を行うための商業店舗、職業訓練事務所、工場またはその他の職場がある。
- 国外に居住するエジプト国籍者で、エジプト源泉の所得を稼得している。

3. 適用される直接税および間接税（関税を除く）

1) 法人(corporation)

- 法人所得税： 税率 25%
- キャピタルゲイン税： キャピタルゲインは、通常の所得額に含めて課税される。
- 外国源泉徴収税： 利子、ロイヤルティ、（テクニカルまたはマネジメン）サービス・フィーに対して、税率 20%が適用される。
- 国内源泉徴収税： 国内供給者からの物品およびサービスに対して課税される（税率 0.5～5%）。
- 加算税： 居住法人が別の居住法人(resident entity)に対して発行する請求書に対して加算される（税率 1～3%）。

2) 個人

- 所得税率は 25%を上限とする累進税率

3) 間接税

- 売上税： 一般税率は 10%であるが、特定の物品について広く異なる税率範囲が適用される。
- 印紙税： 例えば、各四半期の融資残高や証券取引に対して税率 0.1%、広告宣伝の価額に対して税率 20%で課税される。
- 固定資産税： 年間賃貸料価額から居住用不動産の関連費用に充当する賃貸料価額 30%相当額を控除した金額に対して、税率 10%が適用される。不動産の年間賃貸料価額は、税務当局(tax authority)により 5年ごとに再評価される。

4. セクション 3 に記載されている税の法的根拠

- 2005 年第 91 号「所得税法」 (Law No. 91 (2005) Corporate Income Tax)
- 1980 年第 111 号「印紙税法」 (Law No. 111 (1980) Stamp Tax)
- 1991 年第 11 号「売上税法」 (Law No. 11 (1991) Sales Tax)

5. 課税年度

通常、課税年度は西暦である。ただし、納税者は暦年以外の任意の 12 カ月間を選択できる。

II. 法人税

1. 税率

エジプトにおける法人所得税の標準税率は 25%である。石油ガスの探鉱や生産に従事する企業には、税率 40.55%が適用される。

所得税は、次の法人(legal person)に適用される。

- 適用法の別を問わず、資本提携(capital association)およびパートナーシップ、ならびに事実上の法人
- 協同組合およびその組合(cooperative and the union) (法律で定められた課税免除について考慮する)
- 公的機関(public authority)およびその他の公的法人(other legal person) (設立の根拠となる法に定められた課税免除の権利を損なうことなく、それらが行う課税対象活動に関連する部分)
- 銀行、企業および外国企業 (エジプト国外に本社を有しエジプト国内に支店(branch)を有する場合も対象)
- 地方税務当局が設立した地方行政単位(units established by the local tax authority)による課税対象活動。

注：2012年12月6日付けの2012年法律第101号(Law No. 101 (2012))は、2012年12月8日に官報(Official Gazette)で公表された。同法は、所得税法(Income Tax Law No. 91 (2005))の改正を定めたものである。しかし公表から24時間後の報道発表において、当時の大統領の広報担当官により、さらなる公開討議を行うために同法を保留することが発表されたため、同法は当時、正式に取り消しも施行もされなかった。これにより2012年度の税務申告は旧法に基づき申告されたが、旧法または新法を適用すべきか否かという不確定要素により、多くの事業体の財務諸表は限定的なものとなった。

最終的に前大統領は、2012年法律第101号のうち正式に施行される部分および改正や取り消しされる部分を規定した、2013年法律第11号(Law No. 11 (2013))を2013年5月18日付けで公布した。2013年法律第11号および2012年法律第101号の残りの規定によって、現在の税法改正の全文が構成されている。また、前大統領の解任以降の期間において、重要な法律の改正は行われていない。

実施された主な変更は、銀行の引当金の損金算入不可(non-deductible)、および給与税率区分(salary tax bracket)の最高税率25%に関する調整(年収1,000万エジプトポンド(以下、「EGポンド」という。)以上の適用ではなく、現在は25万EGポンド以上の適用とされる)である。さらに新法では、課税適用範囲も拡大され、合併および会社分割が課税取引とみなされること(未納税額を無期限に遅らせ、あるいは延期できる(to defer/postpone the tax due indefinitely)特定の機会を設けている)や、非課税所得に関連するファイナンスおよび投資のコストが損金算入不可とされることが規定されている。また、居住法人の株式や議決権の33%超の売却または資産や負債の売却により実現したキャピタルゲインも課税対象とみなされる。

法人税制は、事業体の形態の別に関わらず適用される。ただし、フリーゾーン許可証(free zone license)の制限範囲内で活動するフリーゾーン企業については、法人所得税法(corporate income tax law)の規定が免除され、代わりに、税率1%のフリーゾーン課税が適用される。通常、収益(revenue)に課税されるが、課税標準額は活動により異なる場合もある。

2. 課税対象となる領域

概して、居住法人はその全世界所得に対して法人所得税が課税され、非居住法人はエジプト国内の恒久的施設(permanent establishment、以下「PE」という。)を通じて稼得した所得にのみ法人所得税が適用される。

法人は、次のいずれかに該当する場合、エジプト居住法人とみなされる。

- 1) エジプト法に基づき設立された場合
- 2) 主な、または事実上の運営管理本社がエジプトにある場合
- 3) 政府(state)または政府所有の法人(state owned legal person)が資本の過半数を保有する法人である場合

エジプト税務当局(Egyptian tax authority)は、OECDのPEの定義をおおむね踏襲している。PEは、エジプトで非居住者または非居住法人がプロジェクト業務の全部または一部を行う一定の事業の場所(fixed business place)と定義されている。PEとしては、特に次が挙げられる。

- a) マネジメントの場所
- b) 支店
- c) 販売店として使用される建物
- d) 事務所
- e) 工場
- f) 作業場
- g) 採鉱場、油田、天然ガス井戸、採石場、または天然資源(木材やその他の林産品を含む)を採取するその他のすべての場所
- h) 農場またはプランテーション
- i) 建設用地、建設プロジェクト、組み立て、準備、またはこれらにかかる監督活動

また、関連プロジェクトの名目において契約の締結および承認を行う権限を有する当該プロジェクトに従事する個人(person)についても、その個人の活動が当該プロジェクト向けの商品または物品の調達に制限される場合を除き、PEが存在するとみなされる。

エジプト税法では、ある活動がPEの設置と認定される最低要件期間に関する規定はない。次の場合は、PEとはみなされない。

- a) プロジェクトにより所有する商品や物品の保管および展示のみを目的とする特別な施設を使用すること
- b) プロジェクトにより所有する商品や物品の在庫を保管または展示目的で維持すること
- c) プロジェクトにより所有する商品や物品の在庫を別のプロジェクトで再加工する目的に限定して維持すること
- d) 商品や物品の仕入れ、またはプロジェクトの情報収集のみを行う活動のために恒久的な場所を維持すること
- e) プロジェクトに関する準備や支援といった業務のみを行う活動のために恒久的な場所を維持すること
- f) 上記項目における活動を請け負うグループが恒久的な業務の場所を維持すること。ただし、固定された作業場における活動全体およびその活動結果が、準備や支援といった性質を有する場合であることを条件とする。
- g) 斡旋業者(broker)、コミッション・ベースの総代理店(general agent on commission)、またはその他の独立した代理店(independent agent)を通

じて、外国企業が実施する産業的または商業的な業務。ただし、斡旋業者や代理店が外国企業の利益のために課税年度の大半の時間や労力を割いていることが証明される場合を除く。

非居住法人が別の居住法人を支配していることは、居住法人が当該非居住法人の PE であることを意味するものではない。

3. 課税所得

課税所得は会計上の利益を基礎とし、所得税法に基づきさまざまな控除や加算の調整を行うものとする。エジプト税務当局は、税務調査における要求に従って納税者が十分な情報や回答を提供しなかった場合、「みなし利益(deemed profit)」ベースで企業を評価することを要求することもある。課税は、次のような商業活動および産業活動による利益に適用されるものとする。

- a) 商業施設、産業施設、探鉱施設、採石施設および油田施設の利益
- b) 職人および小規模事業の利益
- c) 商業活動や産業活動により実現した利益（1つの取引(one transaction)しかない場合も対象）。所得税法の施行規則（Executive Regulations）で、本項の規定を適用する際にどの取引を単独の取引(single transaction)とみなすかの基準を示すものとする。
- d) 斡旋業者およびコミッション・ベースの代理店が行う取引による利益、および一般的に、不動産または種類の別を問わず物品、サービス、動産の売買やリースを行う斡旋仲介業に従事する個人が獲得したすべての利益
- e) 商業店舗または産業店舗のリースによる所得（リースに有形または無形要素 (tangible or intangible element)の全部または一部が含まれるか否かを問わない）、ならびに力学機械および電子機械（農業用トラクター、灌漑用機械および付属品、および農業で使用する機械装置を除く）のリースによる利益
- f) あらゆる運輸活動による利益
- g) 職業として販売する意図をもって不動産の建設や購入に従事する者の利益（不動産を一括して販売するか、またはアパートメント、部屋、管理・商業ユニットなどに分割して販売した結果の利益別を問わない。）
- h) 販売用地または建設用地の別を問わない土地の分譲事業による利益
- i) 土地開墾や敷地耕作、家禽農場や人口孵化場プロジェクト、20頭超の規模の畜牛や家畜農場、および養魚場や養殖プロジェクトによる利益

4. その他の事業所得に係る課税

上記に定めたすべての所得源泉に対して課税が行われる。以下の項目は、非課税である。

- 1992年法律第95号（Law no. 95 of 1992）により公布された Capital Market Law に基づき設立された投資ファンドからの利益および配当金、ならびに証券取引所の正式登録簿（the official schedules）に登録された社債の収入
- エジプト証券取引市場に登録された有価証券への投資により居住法人が受け取った収益(return received)。当該取引による損失は控除も次年度以降への繰り越しもしない。
- エジプト中央銀行が発行した証券について法人が受け取った収益、またはそれらにかかわる取引からの収入

- 居住法人が別の居住法人に資本参加することにより受け取る配当金、利益および株式
- 土地開墾業者および耕作者の事業開始日または生産開始日から 10 年間の所得
- 家禽生産、養蜂、牧畜および雌鳥の肥育に従事する企業、ならびに漁業および養魚場所有企業の活動開始日から 10 年間の所得
- 社会開発基金 (Social Fund for Development) が出資する新規プロジェクトにより実現した利益 (当該出資金額対投下資本金額の比率の範囲内で年間利益の 50% を上限とし、かつその金額は 5 年間で 50,000EG ポンドを超えないものとする)。通常の帳簿記録の状況により、当該算定は活動開始日または生産開始日を起点とする。

利子所得、ロイヤルティおよびキャピタルゲインは通常所得に全額含め、法人所得税の標準税率 25% が適用される。

5. 多様なサービス契約の種類に基づく所得／報酬に係る課税

すべての長期契約 (すなわち、固定価格に基づき第三者の施設が行う製造、準備または工事契約、もしくはその関連サービスの履行で、その実施が一課税年度を越えるもの) について、課税所得の計算は、おおむね進行基準 (percentage of completion basis) (すなわち、各課税年度中に実施された契約の比率) で行われる。各契約の完了済み分の比率は、契約の総見積費用に対する各課税年度末までに実施された業務の実際の費用に基づき決定される。契約利益は、契約価額から見積額を差し引くことにより決定される。

6. 海外で生じた収益に係る課税

居住法人については、海外で実現した利益は税務基準額に算入した上で、法人所得税の標準税率が適用される。エジプト国籍納税者は、エジプト法人所得税の納税額を上限として、外国税額をエジプト法人所得税と相殺することが認められている。

7. 資産の評価

1) 固定資産

固定資産は、取得原価から減価償却を控除した金額で評価される。固定資産は、認定された評価専門家によってのみ再評価が認められ、固定資産の再評価により生じた評価益は課税対象とされる。

2) 棚卸資産

棚卸資産は、先入先出法 (FIFO)、加重平均法 (weighted average) および移動平均法 (moving average) に基づき評価できる。在庫の実地棚卸による損益は、当該損益の計上方法によっては課税されることがある。

8. 事業上の控除

一般的に、課税所得（純額）は総所得を基礎に当該所得を稼得するために発生したすべての原価および費用を控除して決定される。一般原則として、課税控除となる原価および費用は、次の要件を満たさなければならない。

- 企業の商業活動や産業活動に関連し、かつ、これらの活動を行うために不可欠であること
- 真正であり、適切な文書により裏付けられること（ただし、慣例的に裏付文書がない原価および費用を除く）

1) 減価償却

企業の固定資産の減価償却は、次のとおり計算する。

- 各課税年度につき、建物、施設、船舶および航空機の調達、建設、開発、修繕または再建に係る費用の5%相当額
- 各課税年度につき、購入したすべての無形資産（のれん(goodwill)を含む）の調達、開発、改善または更新に係る費用の10%相当額

次の2つの区分の資産は、償却可能基準額制(depreciable base system)に従い償却率を適用する。

- コンピューター、情報システム、ソフトウェアおよびデータ記憶装置は、各課税年度において償却可能基準額（depreciable base）の50%
- それ以外のすべての資産については、各課税年度において償却可能基準額の25%

土地、芸術品、記念建造物、宝石およびその他償却できない性質の資産については、減価償却を算定してはならない。

2) 不良債権

不良債権の課税控除は、納税者が次の要件を満たすことを示す、Accountants and Auditors Register に登録された会計士が作成した報告書を提示できることを条件に認められる。

- 企業が適正な会計帳簿を作成していること
- 債権が企業の事業に関連していること
- 債権金額が企業の帳簿に従前から計上されていること
- 企業が当該債権を回収するための「真摯な取り組み(serious action)」を行ったが、支払期日を18カ月経過後も回収できなかったこと

債権を回収するための「真摯な取り組み」には、次の内容が含まれる。

- 可能な場合、支払いについて法的な文書を入手していること
- 債権者が債権金額を支払うことを義務付ける第1審裁判所の判決が下されていること
- 債権者の破産についての裁判所判決を執行する手続き、または破産を予防する和解合意を締結する手続期間中に、債権金額の申し立てを行っていること

債権の全部または一部を事後的に回収した場合、回収金額は回収が行われた課税年度の収入に含めなければならない。

3) 引当金

引当金は、次の場合を除き、課税所得の計算上控除が認められない。

- 中央銀行が発行する財務諸表の作成および提出規則ならびに評価原則に従い、銀行が設定するよう義務付けられている貸付金に対する引当金の80%相当額
- 1981年法律第10号（Law no. 10 of 1981）により公布されたエジプトにおけるSupervising and Monitoring Insurance Lawの規定を適用する際に、保険会社が設定するよう義務付けられた技術引当金。

4) 準備金

準備金は、課税所得の計算上控除が認められない。企業は、法定準備金(legal reserve)が資本金の50%に達するまで各会計年度の会計上の利益の最低5%相当額を法定準備金に振り替えなければならない。銀行は、準備金に関する特定の規則が別途設けられている。

5) 職員、取締役、パートナー、株主に対する報酬

次の項目は、課税所得の計算上控除が認められない。

- 利益分配金および配当金、ならびに年次株主総会に出席する際に株主に支払われた参加費用
- 取締役会の議長および役員が受領した取締役会報酬および手当

従業員への利益分配金は、法律に従い分配する。

6) 賃借料

賃借料は、上述した一般的な課税控除要件を満たすことを条件に控除が認められる。

7) 寄付金

次の項目は、課税控除が認められる。

- 金額を問わず、政府(government)、地方自治体(local authority unit)、およびその他の公的法人に対する寄付金
- 納税者の年間所得（純額）の10%相当額を上限として、関連法規の規定に基づき登記されたエジプトの非政府組織や基金(non-governmental organizations and foundation)、政府監督下にある教育機関や病院、ならびにエジプトの科学研究機関に対する寄付金や助成金

8) その他の控除可能な要素

その他の費用は、上述した一般的な課税控除要件を満たすことを条件に控除が認められる。

9. 税制優遇策

フリーゾーン課税制度

1997年法律第8号「投資法」(Investment Law, Law No. 8 (1997))に従い、フリーゾーン内に居住する企業は、通常の法人所得税制の対象ではないが、フリーゾーン課税の対象となり、フリーゾーン内での活動により稼得された収入の1%またはその他の類似の算定方法で課税される。

フリーゾーン企業は、次の例外を除くあらゆる活動の実施が認められている。

- 酒類およびアルコール飲料関連の産業
- 武器、弾薬、爆発物関連の産業、および国家安全保障に関連するその他の産業

また、フリーゾーン企業が分配する配当金は課税免除となる。

フリーゾーン企業には、次の優遇措置が提供されている。

- 企業の定款や、企業の抵当貸付、融資、土地登記の契約に係る印紙税、公証および登記費用(notarization and registration fee)が3年間免除される。
- プロジェクトを実行する目的で輸入したすべての設備（乗用車を除く）は、関税および売上税が免除される。フリーゾーンからエジプト本土への輸出については、海外からの輸入に関する一般規定が適用され、関税の支払いが発生する。
- エジプト本土でフリーゾーンから輸入した物品に課せられる関税は、海外から輸入した品目の価額からフリーゾーンでの付加価値を控除後の金額に対して課せられる。

対内投資制度

2014年3月現在（本稿作成時）、対内投資は、1997年第8号投資奨励保証法（Investment Incentives and Guarantees Law No. 8/1997）および1981年第159号会社法（Company Law 159/1981）ならびにその改正法に規定されている。

同法は、特に以下の事項を定めている。

- エジプトで稼得した所得を送金する権利
- ベンチャー企業(ventures)の100%の外国人持分
- 没収、押収および国有化に対する保証
- 土地を所有する権利
- 外貨建銀行口座を保有する権利
- 行政差し押さえの免除（freedom from administrative attachment）
- 資本および利益を本国へ送金する権利
- エジプト国籍の職員の自由な雇用
- 価格の統制または制限のないこと
- 国籍を問わず平等な取り扱い

同法の規定は、以下の分野を取り扱っている。

- 航空輸送および関連サービス
- 畜産、魚の養殖および家禽の養殖
- 工業および鉱業
- 土地の改良ならびに荒地および砂漠の開墾
- 海上輸送
- 農産物および加工食品の冷凍冷蔵輸送
- 観光（ホテル、モーテル、観光村および交通を含む。）
- 住宅
- 不動産開発
- 石油生産および関連サービス
- サービスの10%相当を無料提供する病院および医療センター
- 送水ポンプ場
- ベンチャー・キャピタル
- コンピュータ・ソフトウェア生産
- 新都心地区の開発
- ソフトウェア設計および電子機器製造
- 技術地区の創設および管理
- 信用の格付け(credit classification)
- 河川輸送活動

- 工業プロジェクトおよび公益事業(utilities)の運営
- 廃棄物回収処理事業
- 社会開発基金 (Social Fund for Development) が融資するプロジェクト

10. 損失金の繰り越し制度(Loss carryover system)

損失金は、5年間にわたり繰り越し可能である。損失金の繰り戻しは認められない。ただし、建設会社の長期契約について発生した損失を除く。

11. 源泉徴収税

配当金：エジプトでは、居住者または非居住者に対して支払われた配当金について源泉徴収税が課されない。

エジプトでは、非居住者に対する次の支払いに対して源泉徴収税が課される。

- 利子：二重課税回避条約(double tax treaty)に基づく軽減税率が適用されない限り、税率20%で課税される。3年超の貸付金について支払った利子については、源泉徴収税が課税されない。
- ロイヤルティ：二重課税回避条約に基づく軽減税率が適用されない限り、税率20%で課税される。
- 技術サービス料：エジプト税法(Egyptian tax code)では、技術サービス料に係る特定の源泉徴収税の規定はないが、源泉徴収税の目的上、税務当局が技術サービス料の支払いをロイヤルティとして取り扱うことがある。その場合は税率20%が課される。

エジプトは、50カ国を超える国との二重課税回避条約の広範なネットワークがあり、多くの法域に対して利子およびロイヤルティの支払いについて、源泉徴収税の軽減税率が適用される。

12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー

パートナーシップおよびジョイント・ベンチャーは、通常の法人(normal legal person)として取り扱われ、上述の税法規が適用される。

13. 外国企業の支店／駐在員事務所に係る課税

外国企業の支店や駐在員事務所には、居住法人と同じ税法規が適用される。外国企業の支店と居住法人は同様に課税される。課税所得は法人所得税法に基づくさまざまな控除や加算の調整後の会計上の利益を基礎とする。駐在員事務所は、エジプト国内で営利活動を行うことができず、従って原則として課税所得を生みだしてはならない。

外国企業のPEは、当該事業体の課税所得（純額）の10%相当額を上限として本社費用を控除できる。ただし、当該本社費用に、利子、ロイヤルティ、コミッションまたは直接報酬が含まれておらず、本社の監査人からの証明書を提示することを条件として控除できるものとする。以下はエジプトの外国企業の支店の法人所得税の計算の例示である。

シナリオ：

- Jay Corp.は、エジプトに支店がある日本企業であり、石油ガス部門の事業を行っていない。
- 支店は現地のエジプトの事業体と契約を締結しており、年間契約額は1,000,000EG ポンドである。
- Jay Corp.側では、支店へ提供された特定のサービスに係る直接費の 20,000EG ポンドおよびその他の間接費の 90,000EG ポンドが支店の代わりに発生する。支店の直接費の全額および支店の課税所得の 10%を上限とする間接費の一部を支店に請求することができる。
- 支店自体には、固定費の 35,000 EG ポンドが発生する。

上記のシナリオにおける法人所得税の計算は以下のとおりである。

	<u>EG ポンド</u>
収入	1,000,000
固定費	(35,000)
本社より請求された直接費	(20,000)
本社より請求された間接費（課税所得（純額）の10%が上限）	(85,909)
	<hr/> 859,091
法人税（25%）：	214,773

III. 個人所得に係る税金およびその他の税金

1. 個人所得に係る課税

居住者および非居住者は、次のとおり、課税所得に対して最高 25%の累進税率で課税される。

所得	税率
EG ポンド 5,000 以下	0%
EG ポンド 5,001 以上 EG ポンド 30,000 以下	10%
EG ポンド 30,001 以上 EG ポンド 45,000 以下	15%
EG ポンド 45,001 以上 EG ポンド 250,000 以下	20%
EG ポンド 250,000 超	25%

個人所得税は、次の所得区分に適用される。

- 第三者に対する業務から生じた納税者の所得全額。契約の有無、定期または不定期の別、当該報酬の名目や形式や理由のいかん、エジプトまたは海外のいずれで行われた業務に対する所得かどうか、ならびに当該報酬がエジプト源泉（賃金、賞与、インセンティブ、コミッション、補助金、追加的な支払い、手当、配当金または利益分配金、現金およびあらゆる種類の現物給付を含む）から支払われたかどうかを問わないものとする。

- エジプトで実施した業務に対する外国源泉の全所得
- 公共部門(public sector)および公的事業部門(public business sector)に属する会社の株式を保有しない取締役会の議長および役員の給与および報酬
- 法人の取締役会の議長、役員および管理職に対し、各管理業務と引き換えに支払われる給与および報酬

2. 個人に係るその他の税金

該当なし。

3. 付加価値税 (Value added tax : VAT) (売上税)

売上税は、大半の物品の供給およびサービス提供に適用される。売上税の標準税率は、10%である。

4. その他の税金

固定資産税

エジプト国内のすべての不動産に固定資産税が課税される。税率は10%であり、年間賃貸価額を基礎とし、居住用資産の関連費用に充当するため年間賃貸価額の30%相当額の控除が認められている。不動産の年間賃貸価額は、税務当局により5年ごとに再評価される。

印紙税

融資残高および証券関連取引について税率0.1%で印紙税が課される。広告宣伝などの価額については、税率20%が適用される。

加算税 (additional tax)

2013年省令第310号 (Ministerial Decree No. 310 of 2013) により加算税が導入された。加算税は、下表に示すとおり、一定の商品およびサービスの国内供給に課される。

番号	活動の種類	率
1 :	食料品	0.50%
2 :	鉱物およびその製品、鉱産物および石材ならびに工業用ガス	1%
3 :	化学物質および化学製品、樹脂および合成繊維	1%
4 :	紙および紙製品	0.50%
5 :	建築材料	1%
6 :	ガラスおよびガラス製品	1%
7 :	木材および木製品	1%
8 :	紡績および製織ならびにその製品	1%
9 :	皮革および革製品	1%
10 :	家庭用機器(home appliance)	1%
11 :	電気装置、変圧器、モーター、バッテリー、電気設備用品および作業工具	1%
12 :	男性用服飾品、化粧品、スポーツ用品およびウェアならびに石鹸	1%
13 :	機械	1%
14 :	予備部品	1%
15 :	輸送手段、その付属品およびゴム製品	1%
16 :	廃棄物	2%
17 :	薬局および薬店へ販売される薬剤、医療品、殺虫剤、化粧品、乳液	1%
18 :	眼鏡フレーム、コンタクトレンズおよび通常レンズ	1%
19 :	煙草および葉巻	0.50%
20 :	苗木、観賞植物および花	2%
21 :	すべての種類のレンタル品	3%

社会保障料負担金 (social security contribution)

雇用者は、全従業員について各月末に、老齢、障害および死亡保険、労災保険、医療保険および失業保険のための負担金に関し以下のとおり拠出をしなければならない。政府は、もっぱら雇用者としてのみ、政府に雇用された個人に関して社会保障料負担金を拠出する。雇用者および従業員の拠出は以下のとおりである。

- 月給基本部分 (上限 : EG ポンド 987.50)
 - 従業員負担 : 14%
 - 雇用者負担 : 26%

- 月給可変部分（上限：EG ポンド 1,380）
 - 従業員負担：11%
 - 雇用者負担：24%

IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約 (tax treaty)

1. 法人税

1) 登録

企業はエジプト税務当局に税務申告簿(tax file)を開設し、納税者番号(tax payer number)を受領しなければならない。

2) 申告および支払い

申告は課税年度の末日から 4 カ月以内に行わなければならない。納付は、納税申告書の提出とともに行わなければならない。また、企業が任意の予定納税制度 (voluntary advance payment system)を利用しない限り、法人所得税の前納を求められない。

3) 罰則および不服申し立て

税の控除、源泉徴収、徴収や支払いの規則に準拠しないこと、PE としてのエジプト事業体を不正確に記載すること、税務申告書を提出しないこと、およびその他の違反について、種々の罰則が適用される。該当する主要な罰則について下記に要約した。

法人所得税

法人所得税の滞納には、納付期日の翌月から月次ベースで罰金が適用される。かかる金額は、月率約 1%（エジプト中央銀行の利率により変更される）で算定される。

さらに、上記金額に罰金が追加されることがある。最終見込税額より低い税額を申告した場合、納税者は下記の罰金を課される：

- 1) 不足する納税額の 5%（不足額が法定税額(legally due tax)の 10%から 20%の間である場合）
- 2) 不足する納税額の 15%（不足額が法定税額の 20%から 50%の間である場合）
- 3) 不足する納税額の 40%（不足額が法定税額の 50%超である場合）
- 4) 法律上の潜在的な問題に加えて、納税者が脱税で有罪であることが明らかとなった場合、（当初の税額に追加して）税額の 100%の罰金が課されることがある。

源泉徴収税

源泉徴収税の滞納には、納付期日の翌月から月次ベースで罰金が適用される。かかる金額は、月率約 1%（エジプト中央銀行の利率により変更される）で算定される。

売上税

売上税は、未納額に対して年率約 24%（週 0.05%）に相当する額の罰金が適用される。

2. 個人所得に係る税金

1) 登録

個人は、税務上登録する必要はない。個人事業体の運営を通して獲得した事業所得 (sole proprietorship) やパートナーシップの所得、あるいは株式売買の所得に関して、一定の状況下において個人所得税申告(individual tax return)を行う必要が生じる。

2) 申告および支払い

個人は、課税年度末日後の翌 4 月 1 日までに所得申告(declaration of income)を行う必要がある、かかる申告に基づく納税を行う。

給与所得は源泉徴収により課税される。雇用主は、毎月給与にかかる税金を源泉徴収し関係する税務当局へ納付する義務を負う。

3) 罰則および不服申し立て

個人が期日までに税金を納付しない場合、納付する日まで延滞税(late penalty)が適用される。2%の延滞税に、さらにエジプト中央銀行が毎年 1 月に設定する金利や割引率が加味される。

3. 付加価値税 (VAT)

1) 登録

売上高が 54,000 EG ポンド以上の製造業者およびサービス提供者は、売上税 (sales tax) の目的のために登録をしなければならない。卸売業者および小売業者は、売上高が 150,000 EG ポンドを超える場合に登録する必要がある。

2) 申告および支払い

売上税が適用されるすべての企業(company)は、売上税申告書(monthly sales tax return)を毎月作成し関係する税務当局に申告しなければならない。

3) 罰則および不服申し立て

上記を参照のこと。週 0.5%の税率が適用される。

4. 租税回避防止規定(Anti-avoidance rule)

1) 移転価格(transfer pricing)

関連者間の取引は、第三者間取引基準(arm's length standard)に従わなければならない。以下は、移転価格を決定する三つの方法である。

- 独立価格比準法(comparative free price method)
- 原価基準法(total cost plus profit margin method)
- 再販売価格基準法(resale price method)
- その他の OECD が定める方法 (適宜)

2) 過少資本に係る制限

4:1 の負債資本比率(debt-to-equity ratio)が適用される。かかる比率を超える利息は控除されない。

5. 二重課税回避のための協約

上述のとおり、エジプトは50カ国を超える国等と広範な二重課税回避条約ネットワークを有している。当該条約において、多くの法域に対して利息およびロイヤルティの支払いにかかる源泉税の軽減税率が定められている。租税条約の救済措置は自動的に適用されるものではなく、税務当局の承認が必要となることに留意する。

2014年3月現在の二重課税回避条約の該当国等との締結状況は以下のとおりである。

国	状況
アルバニア	施行中
アルジェニア	施行中
アラブ経済統合理事会	施行中
アルメニア	批准済
オーストリア	施行中
バーレーン	施行中
ベラルーシ	施行中
ベルギー	施行中
ボスニア・ヘルツェゴビナ	未施行
ブルガリア	施行中
カメルーン	交渉中
カナダ	施行中
中国	施行中
クロアチア	未施行
キプロス	施行中
チェコ	施行中
デンマーク	施行中
エチオピア	批准済
フィンランド	施行中
フランス	施行中
グルジア	施行中
ドイツ	施行中
ギリシャ	施行中
ハンガリー	施行中
インド	施行中
インドネシア	施行中
イラク	施行中
アイルランド	施行中
イタリア	施行中
日本	施行中
ヨルダン	施行中
韓国	施行中
クウェート	施行中
ラトビア	交渉中
レバノン	施行中
リビア	施行中
マケドニア	施行中

マレーシア	施行中
マルタ	施行中
モーリシャス	未施行
モロッコ	施行中
オランダ	施行中
ノルウェー	施行中
オマーン	未施行
パキスタン	施行中
パレスチナ自治区	施行中
ポーランド	施行中
ポルトガル	交渉中
カタール	交渉中
ルーマニア	施行中
ロシア	施行中
サウジアラビア	仮調印
セルビア・モンテネグロ	施行中
シンガポール	施行中
スロバキア	未施行
スロベニア	批准済
南アフリカ共和国	施行中
スペイン	施行中
スリランカ	未施行
スーダン	未施行
スウェーデン	施行中
スイス	施行中
シリア	施行中
タイ	未施行
チュニジア	施行中
トルコ	施行中
ウクライナ	施行中
アラブ首長国連邦	施行中
英国	施行中
米国	施行中
ウズベキスタン	未施行
ベトナム	未施行
イエメン	施行中
UN	施行中

V. 報告および監査

1. 申告する書類および記録

書類および記録は、課税年度終了後少なくとも5年間維持管理しなければならない。これは居住法人ならびに非居住法人の支店および駐在員事務所にも適用される。

2. 各国会計実務(local accounting practice)/基準(standard)の概要 (および国際財務報告基準:IFRSとの比較)

法人税の課税所得は、主としてエジプト財務会計基準(Egyptian Accounting Standards: EAS)に従って計算され、租法の特定の規定により調整される。

EASは、IFRSにおおむね類似している。ただし、幾つかの軽微な相違はある。

3. 監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類/報告書

監査済み財務諸表は、エジプトの税務当局が要求する補足分析書とともに、当該税務当局に提出しなければならない。この要求は居住法人ならびに非居住法人の支店および駐在員事務所の両方に適用される。

4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類/報告書

監査済み財務諸表および監査委員会報告書(audit committee reports) (該当する場合は)、株主に提出することが求められる。

5. 公認監査人の雇用

財務諸表は、エジプトで認定された公認会計士(CPA)による監査を受けなければならない。